

補助申請の手引き

目次

広島市住宅耐震改修設計補助事業の概要について

- 1 補助対象となる住宅 p 1
- 2 申込みできる方 p 1
- 3 補助対象となる設計(耐震改修設計) p 1
- 4 補助内容 p 1

耐震改修設計補助事業の流れ

..... p 2

申請の手続きについて

- 1 申込み p 3
- 2 補助金交付申請 p 3
- 3 実績報告書の提出 p 4
- 4 補助金請求 p 5
- 5 その他 p 5

補助制度に関する窓口（お問い合わせ、申込み先）

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号（広島市役所本庁舎5階）

広島市 都市整備局 住宅部 住宅政策課

電話 082-504-2292 FAX 082-504-2308

電子メール jutaku@city.hiroshima.jp

広島市住宅耐震改修設計補助事業の概要について

1 補助対象となる住宅

市内に存する木造住宅で、次の要件のすべてに該当するものです。

- ・ 昭和56年（1981年）5月31日以前に着工された戸建住宅又は併用住宅（延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。）であること
- ・ 構造が木造在来軸組構法又は伝統的構法であること（ツーバイフォー構法及びプレハブ工法は除きます。）
- ・ 所有者自らが居住していること
- ・ 地階を除く階数が2以下であること
- ・ 耐震診断の結果、構造評点が0.7未満（倒壊する可能性が高い）であること

2 申込みできる方

補助対象住宅の所有者で、その住宅に居住する市民の方が対象です。

3 補助対象となる設計（耐震改修設計）

「2 申込みできる方」が補助対象住宅について実施する耐震改修設計で、以下の要件に該当するものです。

- ・ 耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満（倒壊する可能性が高い）の木造住宅を、耐震改修工事後に1.0以上（一応倒壊しない）にするために必要となる補強計画を立案し、補強計画図や見積書等の図書を、建築士が作成するもの

4 補助内容

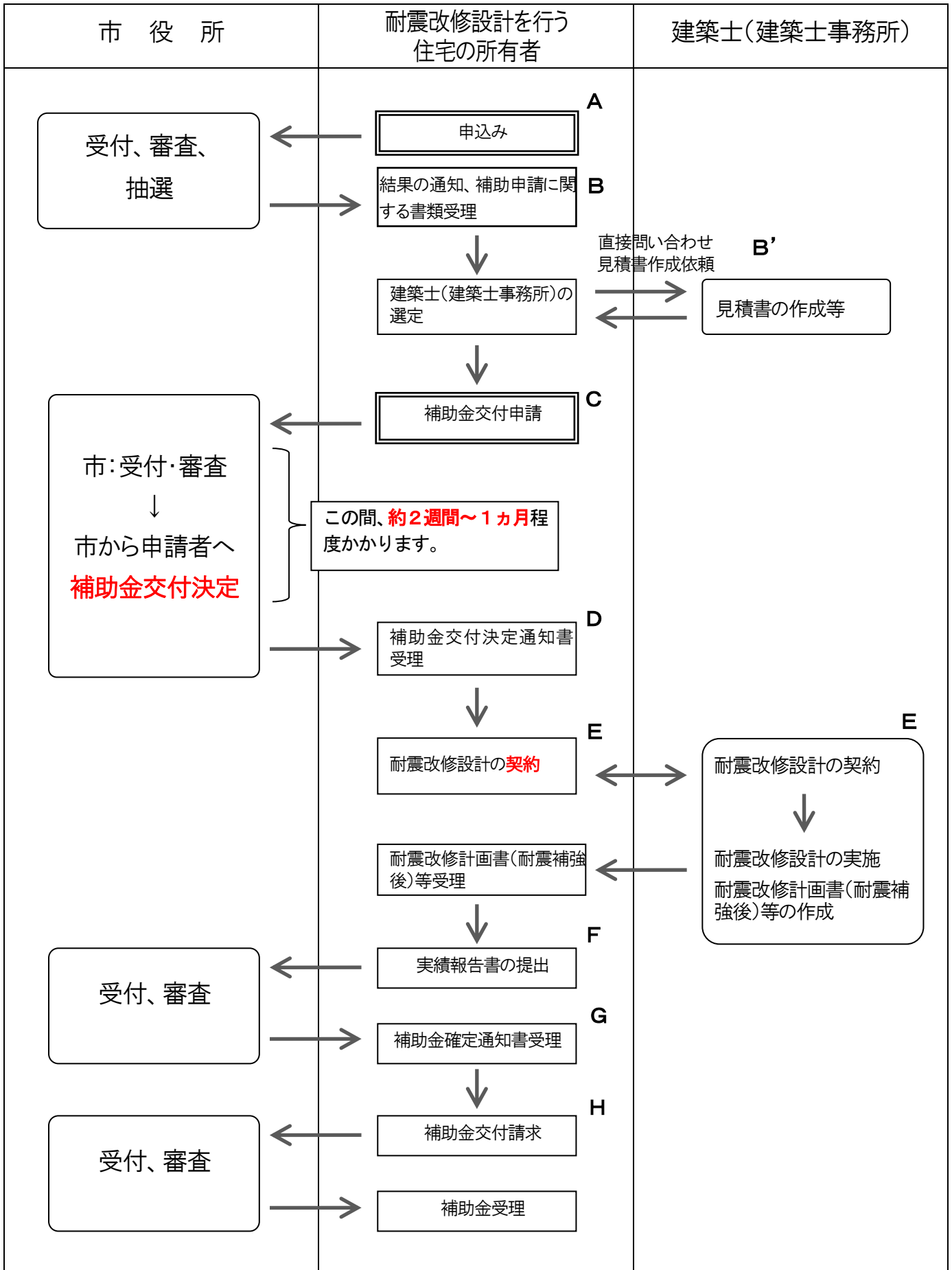
(1) 補助額

耐震改修設計に要する費用（消費税抜き）の2/3以内で、15万円が上限です。（その額に千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てます。）

(2) 補助予定件数

3戸（応募が多数の場合は抽選となります。）

耐震改修設計補助事業の流れ



申請の手続きについて

補助金を交付するまでには、2ページの「耐震改修設計補助事業の流れ」（以下、「流れ」という。）に沿って、いくつかの書類を提出していただく必要があります。具体的には、以下の手順で手続きを行う必要があります。

1 申込み

申込書に必要事項を記入し、広島市都市整備局住宅政策課へ申込みください。（**流れのA**）

申込書の内容を審査のうえ、補助金手続きの対象となった方には、結果の通知と併せて、補助金交付申請や手続き方法を記載した資料を郵送します。（**流れのB**）

申込書は住宅政策課、各区役所で配布しています。また、広島市ホームページからもダウンロードできます。

【広島市ホームページ】 <http://www.city.hiroshima.lg.jp>

トップページ→暮らし・手続き→住まい→リフォーム（耐震など）→耐震（助成・融資・税金等）→住宅の耐震改修設計を応援します！

2 補助金交付申請

補助金交付申請は、耐震改修設計の着手前（契約を含む）に申請してください。（**流れのC**）

申請内容を審査し、補助対象事業と認めたときは「広島市住宅耐震改修設計費補助金交付決定通知書（様式第3号）」により通知します。（**流れのD**）この交付決定通知書を受けてから、契約を行うとともに設計に着手してください。（**流れのE**）

なお、交付決定通知書は、補助金の支払いを確約したものではありません。

交付決定前に設計に着手した場合、設計が適正に行われなかった場合、その他法令や要綱に違反した場合などは、補助金が支払われませんのでご注意ください。

【補助金交付申請に必要な書類】

「広島市住宅耐震改修設計費補助金交付申請書（様式第1号）」に、以下の①～⑧の書類を添付する必要があります。

〔添付書類〕

- ① 『住民票』の写し（『外国人登録原票』の写し）その他市民であることがわかるもの
- ② 当該住宅に係る『登記事項証明書』その他当該住宅の所有者がわかるもの
- ③ 当該住宅に係る『建築確認通知書』の写しその他当該住宅の建築年月日がわかるもの
- ④ 『耐震診断結果報告書』の写し（建築士が作成したものに限り。）
- ⑤ 耐震改修設計に要する費用の『見積書』又はその写し
- ⑥ 耐震改修計画設計者届（様式第2号）
- ⑦ 広島市木造住宅耐震診断費補助金額確定通知書（①から④までに掲げる書類の添付を省略する場合。但し、今年度若しくは前年度に耐震診断補助事業を受けた方に限ります。）
- ⑧ その他市長が必要と認める書類（委任状：申請を代理者が行う場合）

(1) 補助金交付申請書の提出

補助金交付申請書に①～⑧の書類を添えて、広島市住宅政策課へ提出してください。(流れのC)

(2) 市の審査

提出された申請書等の内容について、市が審査を行います。この審査後、内容に問題がないと確認できた場合は、申請者の皆さんに対して「広島市住宅耐震改修設計費補助金交付決定通知書(様式第3号)」を送付します。(流れのD)

(3) 耐震改修設計の契約・実施

交付決定通知書を受理した後、耐震改修設計について建築士事務所と契約し、設計に着手してください。(流れのE)

※注意

耐震改修設計(契約を含む)は、交付決定通知書を受理してから。

交付決定の前に設計(契約を含む)を行った場合は、補助を受けることはできません。

3 実績報告書の提出

耐震改修設計が完了したら、「広島市住宅耐震改修設計補助事業実績報告書(様式第8号)」に、以下の①～⑤の書類を添付して提出します。(流れのF)

なお、耐震改修設計は、令和2年1月末までに完了し、実績報告を行う必要があります。

〔実績報告に必要な書類〕

- ① 次に掲げる事項を記載した『耐震改修計画書』(建築士が作成したものに限る。)

必要書類		記載内容
ア	付近見取図	補助対象住宅の場所が分かる図面としてください。 方位、道路、補助対象住宅の敷地及び目標となる施設の明示が必要です。
	配置図	縮尺、方位、敷地境界線、補助対象住宅、擁壁、敷地の高低差、敷地の接する道路の位置及び幅員、用途地域・建ぺい率・容積率の明示が必要です。
イ	平面図 (現況・補強後)	【現況】 縮尺、方位、現況の間取、各室の用途、壁及び筋かいの位置及び種類、柱、開口部を明示してください。
		【補強後】 縮尺、方位、間取、各室の用途、壁及び筋かいの位置及び種類、柱、開口部、耐震改修工事の影響範囲の仕上材(下地共)を明示してください。耐震改修を行う箇所を赤字で記入し、「補強詳細図」と整合させた工事箇所番号を記入してください。

ウ	基礎図	布基礎、独立基礎等の配置、換気口、人通口及びクランク等の位置を図示し、改修後の基礎補強箇所も明示してください。
エ	補強詳細図	それぞれの部位の工事内容が明確に判断できる詳細図とし、縮尺、材料の種別、寸法を明示するとともに、工事箇所ごとに補強方法、壁強さ倍率の算定根拠等を記載した説明書を作成してください。
オ	現況写真	外観、床下・小屋裏、不具合箇所及び、各補強箇所がわかる写真を撮影してください。
カ	耐震改修計画後の耐震診断の判定値（計画値）	補強後の設計図書に基づき、耐震診断書を作成してください。耐震診断の方法は（財）日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」（改訂版）によるものとしてください。
キ	その他耐震改修計画が確認できる資料	耐震改修計画によっては、上記に示す書類だけでは、内容を適切に把握できないことがあります。この場合、立面図や各種伏図、軸組図、N値計算表示図、展開図や各種パンフレット等の添付が必要になります。

- ② 耐震改修計画概要書（様式第9号）
- ③ 耐震改修計画に基づき工事を行う場合の『参考見積書*』又はその写し
※原則、工事箇所（補強部位）ごとに内訳を作成すること
- ④ 耐震改修設計の実施に関する『契約書』の写し
- ⑤ 耐震改修設計に要した費用の『領収書』の写し

4 補助金請求

実績報告書等の受理後、内容に問題がないと確認できた場合は、申請者の皆さんに対して「広島市住宅耐震改修設計費補助金額確定通知書（様式第10号）」を送付します（**流れのG**）ので、「広島市住宅耐震改修設計費補助金交付請求書（様式第11号）」を提出し、補助金額確定通知書に記載された額の補助金請求をします。（**流れのH**）

5 その他

- (1) 事業の中止や事業内容に変更がある場合は、「事業変更（中止・廃止）承認申請書」を提出する必要があります。
- (2) 補助金手続きに関する図面や契約書などの書類は、5年間保管してください。